

会 議 案 第 号

大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和5年 月 日

大 津 市 議 会 議 長
竹 内 基 二 様

提 出 者

大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、大津市議会議員（以下「議員」という。）が大津市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告等)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。以下「対象会計年度」という。）における大津市に対する請負（対象会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 対象会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告及び訂正に係る書類の保存、閲覧等)

第4条 議長は、第2条の規定による報告及び訂正に係る書類（以下「報告書類等」という。）を当該報告をすべき期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告書類等の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定により報告書類等の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

(提案理由)

大津市議会議員が大津市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、本条例を制定するもの

大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告等）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）により行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書類等の閲覧）

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条第2項において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 報告書類等を閲覧する者は、報告書類等を前項に規定する場所の外に持ち出し、又は前項に規定する時間外に閲覧することができない。

3 報告書類等を閲覧する者は、報告書類等を破損し、汚損し、又は改ざんしてはならない。

4 議長は、前2項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対して、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（報告等の写しの交付請求）

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）により行わなければならない。

（期限等の特例）

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限の日が、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条第1項に規定する市の休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限の日とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

（宛先）

大津市議会議長

大津市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	対象会計年度に支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税を含む額を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）

大津市議会議長

大津市議会議員

訂正届

大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 訂正箇所
- 2 訂正の理由

（宛先）

大津市議会議長

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL _____ (_____) _____

複写申込書

大津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲